

第 6 次日高市総合計画
基本構想案・基本計画検討案

令和 2 年 4 月

I. 総合計画の策定に当たって

1. 総合計画策定の趣旨

本市は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とする「第 5 次日高市総合計画」を策定し、基本構想に掲げた将来都市像「笑顔と元気をあした未来へつなぐ 緑きらめくまち 日高」の実現に向け、市政運営を行ってきました。

この 10 年で社会経済情勢は大きく変化し、今後、少子化による人口減少と高齢化が更に進むことで、行財政運営への影響は避けられず、これまで経験したことのない時代の転換期を迎えています。一方で、A I の導入や女性、シニア世代の活躍支援、外国人労働者の受け入れ拡大による労働力の確保により持続可能な国づくりが進められています。

本市の人口については、第 5 次日高市総合計画のスタートの年である平成 23 年（2011 年）の 57,896 人をピークに、子育て世代の減少や少子化が進行したことにより、令和 2 年（2020 年）3 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく人口は 55,631 人となっており、ピーク時に比べて 2,265 人、3.9%の減少となっています。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の国勢調査に基づく将来人口推計によると、令和 12 年（2030 年）には 50,718 人となり、ピーク時に比べて 7,178 人、12.4%もの減少が見込まれています。

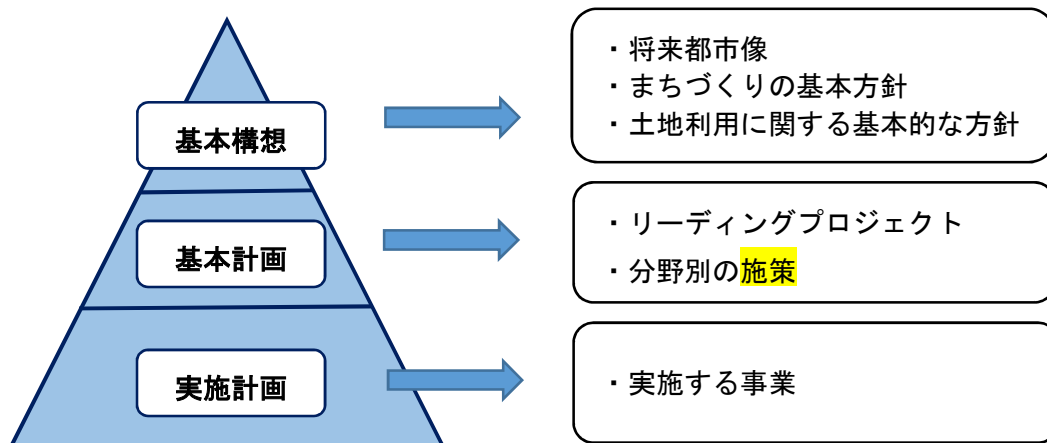
本市の財政状況については、平成 30 年度における生活・福祉充実のための費用である民生費の決算額は約 74 億円で普通会計歳出総額の 42.0%を占めており、10 年前の平成 20 年度に比べて約 31 億円、71.3%の大幅な増加となっています。一方、歳入では、平成 30 年度における市税が約 84 億円で普通会計歳入総額の 45.0%を占め、10 年前に比べて約 1 億円、1.3%の減少となっています。

このような中であっても、首都圏中央連絡自動車道の整備効果を生かした企業誘致や駅を中心とする地域の土地区画整理事業等を積極的に進め、コンパクトシティの礎が出来上がりつつあるとともに、日高市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、全国初となる「遠足の聖地」宣言やシティプロモーション動画による観光誘客など人口減少対策の事業も進めています。

こうした状況を踏まえ、「第 5 次日高市総合計画」を検証し、市民ニーズに基づいた課題の緊急性、重要性を捉え、限られた財源を効率的かつ効果的に配分した事業展開を図っていくため、第 6 次日高市総合計画を策定します。

2. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、目標年次を令和12年度（2030年度）とします。



- (1) **基本構想**
市の目指す将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの基本方針等を示したものです。
計画期間 令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間
- (2) **基本計画**
基本構想に基づき、分野ごとに施策の体系とその内容を示したものです。
計画期間 **前期** 令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間
（第2期日高市まち・ひと・しごと創生総合戦略を将来都市像の実現に向けて重点的に取り組む「リーディングプロジェクト」に位置付けます。）
後期 令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間
- (3) **実施計画**
基本計画に基づき、具体的に実施する事業を定めたものです。
計画期間 3年間（ローリング方式【毎年見直す方式】）

	期間（令和・年度）									
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
基本構想	10年									
基本計画	前期5年					後期5年				
実施計画	3年									
			3年			3年計画ローリング				
					3年					

基本構想案

Ⅱ. 基本構想

1. 将来都市像

これまでに経験したことのない少子高齢化の進行により、10年後、本市の人口は51,000人を割り込むと予想されています。人口規模の縮小が予想される中においても、市民が笑顔で豊かな生活を**送れる**よう、本市のまちづくりの方向性を明らかにし、これを市民と共有していくことが大切です。笑顔あふれる日高市を築いていくために、市民憲章、都市宣言、市勢や特性、市民の意見を踏まえ、10年後に**目指す**べき将来都市像を次のとおり定めます。

〈将来都市像〉

誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高

～誰もが～

(1) 「誰ひとり取り残さないまち」

子どもから高齢者まで、性別や国籍、障がいの有無、個人や法人にかかわらず、誰もが住みやすいまち

～安心して～

(2) 「安心なまち」

災害に強くて、事件や事故が起こりにくく、子育てや老後の心配をすることなく、心身ともに健やかに暮らせるまち

～住み続けられる～

(3) 「住み続けられるまち」

生活を支える基盤と利便性が確保され、都市機能の集約と産業の活性化や雇用を創出し、環境負荷の少ない持続可能なまち

～ふれあい清流文化都市～

(4) 「ふれあい清流文化都市」

地域での共育[※]や支え合いにより心に潤いと安らぎを与え、カワセミが飛ぶ豊かな自然と歴史・伝統・**文化**を大切にし、特色ある産業や観光を**育む**まち

※共育…学校・家庭・地域等が一体となって教育を行い、受ける側と共に学び成長するという考え方。

2. まちづくりの基本方針

本市の将来都市像「誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高」を実現するために、7つの「まちづくりの基本方針」を定めて各種施策を総合的に進めます。

〈将来都市像〉

誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高

基本方針 1※

健やかに暮らし互いを認め合い
支え合えるまちをつくる

基本方針 2

安全で快適に暮らせる
まちをつくる

基本方針 3

子どもがのびのびと成長し
地域の絆で育むまちをつくる

基本方針 4

豊かな自然と調和した
まちをつくる

基本方針 5

魅力にあふれ活気に満ちた
まちをつくる

基本方針 6

生涯にわたり生きがいを持って
学べるまちをつくる

基本方針 7

信頼される行政運営を推進する
まちをつくる

※基本方針の番号は方針の優先順位を示すものではなく、予算科目を参考に付したものです。

【基本方針 1】 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

誰もが健やかで自立した生活を送ることができるよう、医療・福祉などの関係機関とも連携して、互いを認め合い、支え合って人の絆を大切にする地域づくりを目指します。

【基本方針 2】 安全で快適に暮らせるまちをつくる

日常生活を支える快適な住環境を保ち、地域の特性に応じた都市基盤の計画的な整備を実施します。また、犯罪や事故が起こりにくく、災害に強い安全で住み良い環境づくりを目指します。

【基本方針 3】 子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる

安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つよう、子育てを全力で応援します。また、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を通して児童生徒の能力と個性を引き出し、自ら考え、自らの手で未来社会を切り拓く力を育むまちを目指します。

※コミュニティ・スクール…学校・家庭・地域が連携・協働して社会全体で教育の支援を行うこと。

【基本方針 4】 豊かな自然と調和したまちをつくる

日和田山や巾着田、高麗川の清流に代表される豊かな自然と共生した暮らしを次世代に継承していくため、自然環境と生活環境の調和を図り、循環型社会の形成に取り組み、環境負荷の少ないまちを目指します。

【基本方針 5】 魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる

本市の恵まれた立地条件を生かし、農業・工業・商業バランスの取れた産業の振興を図ります。また、豊かな自然と市内各地に存在する歴史的財産を生かし、遠足の聖地である高麗郷を中心とした特色ある観光地を目指します。

【基本方針 6】 生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる

市民一人一人が高麗郡建郡 1300 年の歴史ある郷土を愛し、また、自らの持つ能力や経験を最大限に発揮し、地域や社会に生かすことで生涯にわたり喜びをもって学び続け、心豊かに生きることができる社会を目指します。

【基本方針 7】 信頼される行政運営を推進するまちをつくる

時代の変化に柔軟に対応できる持続可能な行政運営と健全な財政運営に努めます。また、行政の透明性を高めるとともに、誰もがまちづくりに参画できる機

会を設け、多様化する市民の意見を市政に反映し、市民の視点に立った行政サービスを目指します。

3. 土地利用に関する基本的な方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

本市は、首都 40 km圏に位置し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、国道、県道が縦横に通り、鉄道は J R 八高線・川越線と西武池袋線が乗り入れ、地域の特性を生かしたまちとして発展してきました。

また、地勢については、東部はなだらかな台地、西部は秩父から連なる丘陵地が県立奥武蔵自然公園となっており、清流高麗川や関東平野が一望できる日和田山など首都近郊にありながら豊かな自然に恵まれています。

土地利用の方向性は、先人から受け継がれたこの自然豊かな大地を後世に引き継ぐとともに、将来にわたって安心、安全で快適に暮らし続けることができる住環境と産業が共生する土地利用を図っていくことが重要です。

一方、近年は全国的な人口減少と高齢化を背景に人口構造が大きく変化していくことが予想されます。このような変化により制度や組織などの社会構造の変化と併せて、土地利用についても適切な対応が必要であり、将来にわたって持続可能な土地利用を総合的かつ計画的に進めていきます。

(2) 将来土地利用構想

自然と都市の調和を図り、人口減少社会等の課題に対応していくため、これまでの土地利用の基本方針を継承しつつ、以下の地域区分に分類し、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

■住居系地域

安心、安全で快適に暮らせる生活環境を保全し、鉄道駅を中心とする住宅地域や大規模住宅団地など地区の特性に応じて、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

■商業系地域

J R 高麗川駅・武蔵高萩駅周辺という地区の特性に応じて、商業・業務機能としての土地利用を誘導します。

■工業系地域

圏央道の整備効果を生かした企業誘致を進めてきており、周辺の住宅や自然環境に配慮し、既存の生産機能に加え、流通機能、研究開発機能などの土地利用を誘導します。

■産業系新市街地地域

圏央道圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する国道 407 号周辺エリアについては、周辺の住宅や自然環境に配慮し、生産機能、流通機能、研究開発機能、商業機能などの多機能複合型の土地利用を誘導します。

■農業系地域

市中央部から東部にかけての畑作地については、特産の狭山茶、栗、ウド、ブルーベリーなどの栽培が盛んであり、安定した農業経営の確立のため、農業生産の基盤となる優良農地の確保及び有効活用を図ります。

■森林保全地域

市西部は県立奥武蔵自然公園となっており、首都近郊にありながら豊かな自然と魅力ある自然景観を保全し、水源かん養機能、土砂災害防止機能といった多面的機能の維持・確保のため、森林の適切な保全・管理を図ります。

■集落地域

清流高麗川に沿った地域は、歴史的・文化的資源、自然環境に配慮しつつ、居住環境と農業生産活動などの周辺環境と調和した集落地を形成します。

■ゴルフ場

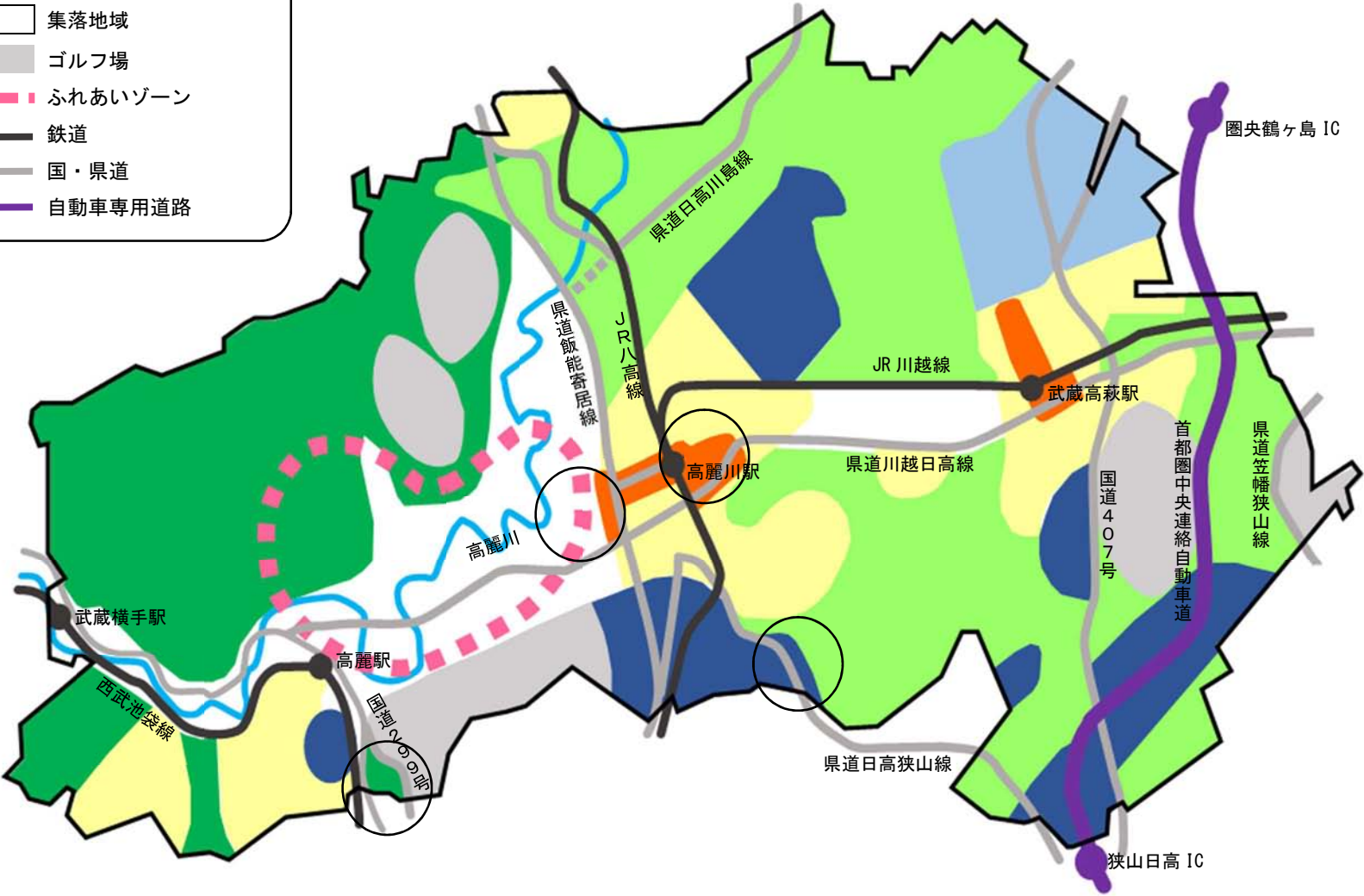
ゴルフ場については、緑地の保全や周辺環境との調和を念頭に置いた維持管理を働きかけます。

■ふれあいゾーン

平成 29 年 4 月に全国初となる「遠足の聖地」宣言を行いました。市民をはじめ観光客などの憩いの場として、本市が誇る歴史・文化、豊かな自然とのふれあい空間を形成します。

将来土地利用構想図

- 住居系地域
- 商業系地域
- 工業系地域
- 産業系新市街地地域
- 農業系地域
- 森林保全地域
- 集落地域
- ゴルフ場
- ふれあいゾーン
- 鉄道
- 国・県道
- 自動車専用道路



前期基本計画検討案

リーディングプロジェクト (日高市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

1. 総合戦略策定の趣旨

(1) 策定の背景と課題

本市の人口についての課題には、年少人口及び生産年齢人口の階層を中心とした急激な人口の減少があげられます。直近5年の人口動態を見ると、社会動態については、市の施策の効果が見られるものの、転入者数より転出者数が多い社会減となっています。また、自然動態については、出生者数の低下と死亡者数の増加から自然減が拡大してきており、地域活力や行政サービスの維持に支障が出てくることが考えられます。

一方、仕事や雇用の面を見ると、昼間人口が増加傾向であることや片道通勤時間の中位数が小さいことから、積極的に企業誘致を進めてきた成果が反映され、職住近接で働き場所は充実している傾向が見られます。しかし、若い世代の転出者が多いことや、第6次日高市総合計画策定のための「まちづくり市民アンケート」で、10～20歳代における“住み続けたくない主な理由”として、約半数が働く場所が少ないと回答していることから、若い世代が魅力を感じるような働き方ができる環境の整備が求められていると考えられます。

(2) 基本的な施策の方向

これらの課題に対応するため、都心からのアクセスに比較的恵まれ（都心から約40キロ圏内）、容易に全国へ行ける交通の結節点に位置すること、豊かな生活・自然環境に恵まれていることなど、本市の魅力を最大限に活用しPRすることで、移住、定住につなげていく必要があります。その上で、市民の結婚・妊娠・出産・子育てを支援し、自然減の抑制を図るとともに、暮らしやすさと多様な働き方ができる環境を整備することで、社会減の抑制を図り、持続可能なまちづくりにつなげていきます。

2. リーディングプロジェクト（総合戦略）の基本目標

本市のリーディングプロジェクト（日高市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

として4つの基本目標を定めます。

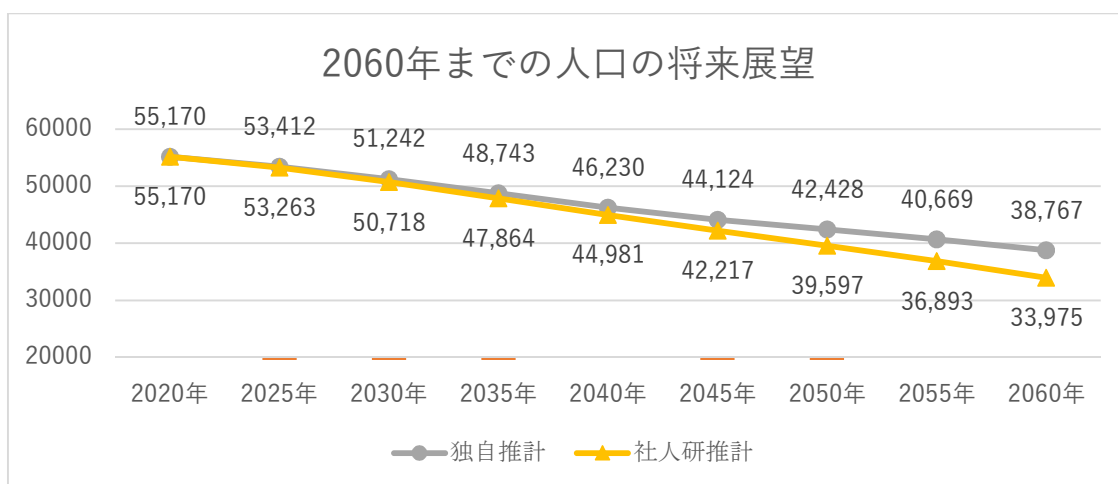
基本目標 1	しごと	誰もが活躍し続けられる仕事の創出
基本目標 2	ひと	魅力活用によるにぎわいの創出と新たなひとの呼び込み
基本目標 3	結婚・出産・子育て	出会う、育てる、子どもの笑顔があふれるまちをつくる
基本目標 4	まち	安心して住み続けられるまちをつくる

3. 令和7年度の人口目標

本市の人口は、平成23年（2011年）の57,896人をピークに令和2年（2020年）3月1日現在の住民基本台帳に基づく人口は、55,631人となっており、2,265人、3.9%の減少となっています。また、国立社会保障人口問題研究所の推計に基づく40年後（2060年）の本市の人口の将来展望では、34,000人を割り込むことが予想されています。

そこで、このリーディングプロジェクトに位置付けた4つの基本目標に掲げる施策を着実に実行することにより、53,400人を維持します。

令和7年度（2025年度）の 人口目標	53,400人
------------------------	---------



リーディングプロジェクトに係る施策・展開

【基本目標1】誰もが活躍し続けられる仕事の創出（しごと）

- (1) 若者等の活躍支援
- (2) 女性の活躍支援
- (3) アクティブシニアの活躍支援
- (4) 地域産業の振興

【基本目標2】魅力活用によるにぎわいの創出と新たなひとの呼び込み（ひと）

- (5) 移住・定住の促進
- (6) 地域での子育て支援
- (7) まちの魅力発信と観光の推進
- (8) 若者の交流支援

【基本目標3】出会う、育てる、子どもの笑顔があふれるまちをつくる（結婚・出産・子育て）

- (9) 結婚・妊娠・出産の支援
- (10) 働く子育て世帯の支援
- (11) 特色ある教育の実践
- (12) 子どもをのびのび育てるための環境づくり

【基本目標4】安心して住み続けられるまちをつくる（まち）

- (13) 自然豊かな環境の保全
- (14) 良好な生活環境の整備、維持
- (15) 生涯スポーツ・健康のまちづくり
- (16) 地域連携、コミュニティ活動の促進

前期基本計画（分野別施策）に係る施策・展開

【基本方針1】健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策1 人権・男女共同参画

- (1) 人権啓発の推進
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進

施策2 国際化・多文化共生

- (1) 国際交流活動の推進
- (2) 外国人市民に優しいまちづくりの推進

施策3 地域福祉

- (1) 地域福祉推進体制の充実
- (2) 低所得者などに対する支援の充実
- (3) 民生委員・児童委員の活動支援

施策4 障がい者福祉

- (1) 地域生活の支援
- (2) 一般就労や就労継続の支援

施策5 高齢者福祉

- (1) 高齢者の健康づくり推進
- (2) 高齢者の地域生活支援
- (3) 介護保険サービスの充実

施策6 健康づくり

- (1) 健康長寿の促進
- (2) 生活習慣病の発症・重症化予防の推進
- (3) 健康を支え守るための環境整備
- (4) 国民健康保険制度の健全な運営
- (5) 後期高齢者の健康維持の推進

【基本方針2】安全で快適に暮らせるまちをつくる

施策7 交通

- (1) 公共交通の利用促進
- (2) 移動困難者の交通手段の確保
- (3) 交通安全の推進

- (4) 自転車安全利用の推進

施策 8 危機管理・防災・防犯

- (1) 防災体制の強化
- (2) 消防体制の強化
- (3) 防犯活動の推進

施策 9 道路・河川

- (1) 県道や都市計画道路の整備促進
- (2) 生活道路の整備
- (3) 道路の維持管理
- (4) 橋りょうの維持管理
- (5) 河川環境の保全

施策 10 都市づくり

- (1) 地域の特性に応じた土地利用の推進
- (2) 安心して良好な住環境の整備・保全
- (3) 土地区画整理事業の推進
- (4) 安心して魅力ある公園・緑地づくり
- (5) 産業用地の創出
- (6) 高麗川駅周辺地区の整備
- (7) 地籍調査の推進

施策 11 水道

- (1) 安心して安定した水の供給
- (2) 災害に強い給水体制の確立
- (3) 経営基盤の強化

施策 12 下水道

- (1) 汚水処理施設の整備
- (2) 雨水処理施設の整備
- (3) 下水道施設の維持管理

【基本方針 3】子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる

施策 13 子育て支援

- (1) 多様な保育サービスの提供

- (2) 子育て環境の充実
- (3) ひとり親家庭などの自立支援

施策 14 学校教育

- (1) 確かな学力の育成、豊かな心の育成及び健康・体力の増進
- (2) 質の高い学校教育の推進
- (3) コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進
- (4) 小中学校の統合を含む施設環境の維持向上
- (5) 学校給食の充実

施策 15 青少年健全育成

- (1) 郷土愛の醸成
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 体験活動・多世代との交流活動の推進

【基本方針 4】 豊かな自然と調和したまちをつくる

施策 16 生活環境

- (1) 生活環境の保全
- (2) 河川等の水質汚濁の防止

施策 17 自然環境

- (1) 緑と清流の保全
- (2) 地球温暖化防止対策の推進

施策 18 循環型社会

- (1) ごみの減量と再資源化の推進
- (2) ごみの適正な処理
- (3) し尿の適正な処理

【基本方針 5】 魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる

施策 19 農林業

- (1) 農業の振興
- (2) 魅力ある農産物の生産支援
- (3) 林業の振興

施策 20 商工業

- (1) 企業への支援
- (2) 商工振興活動の支援
- (3) 労働環境の改善と就労支援

施策 21 観光

- (1) 自然と歴史を生かした観光地づくりの推進
- (2) 広域で連携した観光の推進
- (3) 観光誘客（遠足の聖地）の推進

【基本方針 6】生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる

施策 22 生涯学習・社会教育

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 公民館の充実
- (3) スポーツ・レクリエーションの振興
- (4) 読書に親しめる環境の整備

施策 23 歴史・文化

- (1) 文化財の保護と活用
- (2) 芸術文化の振興

【基本方針 7】信頼される行政運営を推進するまちをつくる

施策 24 市民参加・情報共有

- (1) 市民参加活動の推進
- (2) 地域コミュニティ活動の促進
- (3) 広報広聴・情報発信の推進
- (4) 個人情報保護・情報公開の充実

施策 25 行政運営

- (1) 持続可能な行政運営の推進
- (2) 広域行政・産学官連携の推進
- (3) 情報化の推進
- (4) 市民サービスの向上

施策 26 財政運営

- (1) 健全な財政運営の推進

(2) 税収の確保

(3) 公共施設等の適正な維持管理